

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、企画市民局企画部各課の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年5月26日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 沼 倉 孝 太

同 米 山 定 克

1 監査の期日

平成22年5月26日

2 監査の対象及び方法

この監査は、企画市民局企画部各課において、平成21年度（平成22年3月末日まで）に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 企画政策課

ア 各事業の支出に関する事務

(2) 経営監理課

ア 各事業の支出に関する事務

(3) 広域行政課

ア 各事業の支出に関する事務

イ さがみはら都市みらい研究所運営費の支出に関する事務

(4) 土地利用調整課

ア 各事業の支出に関する事務

(5) 情報政策課

ア 各事業の旅費の支出に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

ウ 各事業の使用料及び賃借料の支出に関する事務

エ 各事業の報酬の支出に関する事務

3 監査の結果

- (1) 情報政策課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、さがみはらネットワークシステム（公共施設予約システム）運用管理業務委託において、契約書条文の見直しを行い、決裁を受けた契約書案で契約すべきところ、以前に使用した修正前の契約書で契約した不適切な事例が見られた。

契約事務に当たっては、契約書の記載内容を十分確認するとともに、事務処理方法の見直し等必要な措置を講じ、適正な執行に努められたい。

(2) 企画市民局企画部各課における財務に関するその他の事務の執行は、おおむね良好と認められた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善又は検討を求めている。